

# 令和8年度 相模原市住宅用スマートエネルギー設備等 導入奨励金のご案内

相模原市では、住宅に再生可能エネルギーを利用するための設備等を導入した方に対し、奨励金を交付します。

## 目次

1 奨励金の概要	P.2
1-1 奨励金の交付対象及び要件	P.2
1-2 申請コース、奨励金額及び申請期間等	P.3
1-3 奨励金の制限	P.4
1-4 申請者の要件	P.5
1-5 申請書類の提出方法	P.6
2 手続きの流れ	P.7
3 申請に必要な書類	P.8
4 その他の注意事項	P.11
5 お問い合わせ先・市のホームページ	P.11

## 令和8年度 申請期間

事業完了日(※1)によって申請できる期間が異なります。

第1期	<b>【申請期間】令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水) 必着</b>
	【奨励対象期間】令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水) ※第1期の奨励対象期間外に事業完了した対象設備等は申請できません。
第2期	<b>【申請期間】令和9年2月1日(月)～令和9年2月26日(金) 必着</b>
	【奨励対象期間】令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金) ※第2期の奨励対象期間外に事業完了した対象設備等は申請できません。

### ■複数の対象設備等について申請する場合についての注意点

- ・事業完了日が同じ申請期間の奨励対象期間内である場合は、同時に申請する必要があります。
- ・事業完了日が異なる場合で、第1期の奨励対象期間内と、第2期の奨励対象期間内である場合は、それぞれの申請期間内に申請する必要があります。  
→第1期の奨励対象期間内に事業完了した対象設備等を、第2期の申請期間にまとめて交付申請することはできません。

■申請件数が予定件数を上回った場合は、抽選になります。

(※1)事業完了日については、この「ご案内」のp.4 をご確認ください。

# 1 奨励金の概要

## 1-1 奨励金の交付対象及び要件

本奨励金において交付対象となる設備は、次に掲げる要件を満たすものです。

No.	対象設備等の種別	要件
1	太陽光発電システム	<p>(1)太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費されるもの。ただし、余剰買取方式による売電は妨げない。</p> <p>(2)一般送配電事業者に対して、系統連系にかかる手続きを行っていること。</p> <p>(3)太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が2kW以上10kW未満のもの(ただし、設備を増設又は更新する場合には、既設の太陽電池及び増設又は更新する太陽電池の公称最大出力の合算又はパワーコンディショナの定格出力が2kW以上10kW未満のものであること)。</p> <p>(4)未使用品であるもの。</p>
2	定置用リチウムイオン蓄電池	<p>(1)申請者が申請を行う年度又は前年度の環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象となるもの。</p> <p>(2)未使用品であるもの。</p> <p>(3)連系する太陽光発電システムが、No. 1の要件を満たしていること。</p>
3	V2H(ビークル・トゥ・ホーム)	<p>(1)電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、申請者が申請を行う年度又は前年度の経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となるもの。</p> <p>(2)未使用品であるもの。</p> <p>(3)連系する太陽光発電システムが、No. 1の要件を満たしていること。</p>
4	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	<p>(1)以下ア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 以下(ア)～(エ)の全てを満たす<b>ZEH</b></p> <p>(ア)平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること</p> <p>(イ)再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること</p> <p>(ウ)導入している再生可能エネルギーにNo.1の要件を満たす太陽光発電システムが含まれること</p> <p>(エ)再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること</p> <p>イ 以下(ア)～(ウ)の全てを満たす<b>ZEH Oriented</b></p> <p>(ア)都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)に建築されていること</p>

		<p>(イ) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること</p> <p>(ウ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること</p> <p>(2)建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうちBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)において、ZEHの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの。</p> <p>(3)既築住宅を改修して、上記(1)及び(2)を満たすZEHとなった場合は、改修にかかった経費から、国又は他の地方公共団体からの補助金等の額を控除した経費の額が、90万円以上であること。(ただし、消費税及び地方消費税額は含まない)</p>
5	LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅	<p>(1)IBECsの「LCCM住宅認定」において、LCCM住宅の認定を受け、当該認定に従って施工されたもの。</p> <p>(2)導入している再生可能エネルギーにNo.1の要件を満たす太陽光発電システムが含まれること。</p>

※ZEHについて、BELSの評価対象が住宅(住戸)のものが奨励対象です。二世帯住宅やマンションなどの集合住宅で、評価対象が住棟である場合は奨励対象外です。

※ZEH-MやZEH-M Orientedなど、マンションを対象とした認証は奨励対象外です。

## 1-2 申請コース、奨励金額及び申請期間等

### ○申請コース、奨励金額及び申請期間について

令和8年度は、交付の申請を受けるに当たり、申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)を2期設けます。

また、次の表のとおり申請コースごとに、各申請期間(第1期、第2期)の予定件数を設定します。

申請コース	対象設備等の種別	奨励金額	予定件数
太陽光単体補助コース	太陽光発電システム	80,000円	年間 450件 第1期 225件 第2期 225件
自家消費コース	定置用リチウムイオン蓄電池 V2H	各 200,000円	年間 470件 第1期 235件 第2期 235件
ZEHコース	ZEH	300,000円	年間 100件 第1期 50件 第2期 50件
	LCCM住宅	100,000円加算 ※上記ZEHに加算	年間 5件 第1期 3件 第2期 2件

## ○申請期間及び奨励対象期間について

申請期間ごとに、奨励の対象となる期間(以下「奨励対象期間」という。)を定めていますので、申請にあたっては、奨励対象期間内に事業が完了した対象設備等について交付申請してください。

※ 令和8年度の申請期間と奨励対象期間については、この「ご案内」の表紙をご確認ください。

※ 上記の「事業が完了した」とは、対象設備ごとに、次の表に掲げる日のうち最も遅い日(以下、「事業完了日」という。)以降のことを指します。

事業完了日(対象設備ごとに確認)	
(1)	引渡日
(2)	領収日 ただし、導入方法がリース契約又は電力販売契約等の場合は、その契約の締結日
(3)	住定日(住民票に記載された「住定年月日」のこと)
(4)	(ZEHのみ) ※ BELSによる『ZEH』等の認定日
(5)	(LCCM住宅のみ) ※ IBECsによるLCCM住宅の認定日

※ 対象設備ごとに事業完了日が異なるため、必ず確認してください。

※ ZEHコースに申請する場合で住宅の請負業者等と太陽光発電設備の請負業者等が異なるときは、上記(1)と(2)において、各業者の期日を比較して、遅い方をその日付とします。

## ○令和8年度の経過措置について

令和8年度から「接続完了の締結日」を事業完了日に含めないこととしたため、令和8年3月31日までに上記のとおり事業が完了した場合でも、令和8年4月1日から令和9年2月26日までに太陽光発電システムに係る接続契約を締結した場合は、令和8年度の奨励対象期間内に事業が完了したものとみなします。

## 1-3 奨励金の制限

### 【交付申請回数の制限について】

○奨励金の交付は、対象設備等の種別ごとに、1の世帯につき1回限りとします。

※対象設備等の種別…「1-1 奨励金の交付対象及び要件」に掲げる表のとおり

太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2H、  
ZEH、LCCM住宅 のこと

※過去に奨励金の交付を受けていても、次のいずれかに当てはまる場合は、再度奨励金を交付することができます。

- ・ 奨励金の交付を受けてから一定期間過ぎている(自家消費コースは6年、その他は10年)
- ・ 転居等により、自らの住民票における住所地が変わっている

## 【交付申請に関する制限について】

No.	要綱第5条第2項～第6号に定める制限の例示
1	「相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金交付要綱」に基づき登録されたプランにより太陽光発電システムを導入した場合、同一住所において「太陽光単体補助コース」に申請することはできません。
2	「太陽光単体補助コース」と「ZEHコース」の両方に申請することはできません。
3	平成28年度以降に相模原市から ZEH 又は LCCM 住宅に係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、令和8年度に、同一住所において「太陽光単体補助コース」に申請することはできません。
4	ZEH Orientedについて申請する場合、「太陽光単体補助コース」「自家消費コース」に申請することはできません。
5	平成28年度以降に相模原市から ZEH Oriented に係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、令和8年度に、同一住所において「太陽光単体補助コース」「自家消費コース」に申請することはできません。

### 1-4 申請者の要件

申請できる方は、次の共通要件を全て満たし、申請できる方1～6のいずれかに当てはまる方です。

#### 【共通要件】

- 自らの住民票における市内の住所地に所在する住宅に居住する個人であること
- 市税に滞納がないこと
- 自己の所有でない住宅に対象設備等を導入する場合にあっては、その所有者から承諾を受けて対象設備等を導入していること

#### 【申請できる方1】

自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

#### 【申請できる方2】

リース契約又は電力販売契約等を締結することで、自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入した方

#### 【申請できる方3】

自ら居住する住宅を新築又は改修によりZEHとし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

#### 【申請できる方4】

自ら居住する住宅を新築によりLCCM住宅とし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

#### 【申請できる方5】

自ら居住するためにスマートエネルギー設備が導入された住宅、又はZEH若しくはLCCM住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

#### 【申請できる方6】

自ら居住するためにZEH若しくはLCCM住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けており、リース契約又は電力販売契約等を締結することで、住宅にスマートエネルギー設備を導入している方

上記にかかわらず、次に掲げるものは、奨励金の交付を受けることができません。

×相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員

## 1-5 申請書類の提出方法

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

(宛先)

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課  
住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金担当 宛

※申請に必要な全ての書類が揃っていない状態で、一部の書類をお預かりすることはできません。

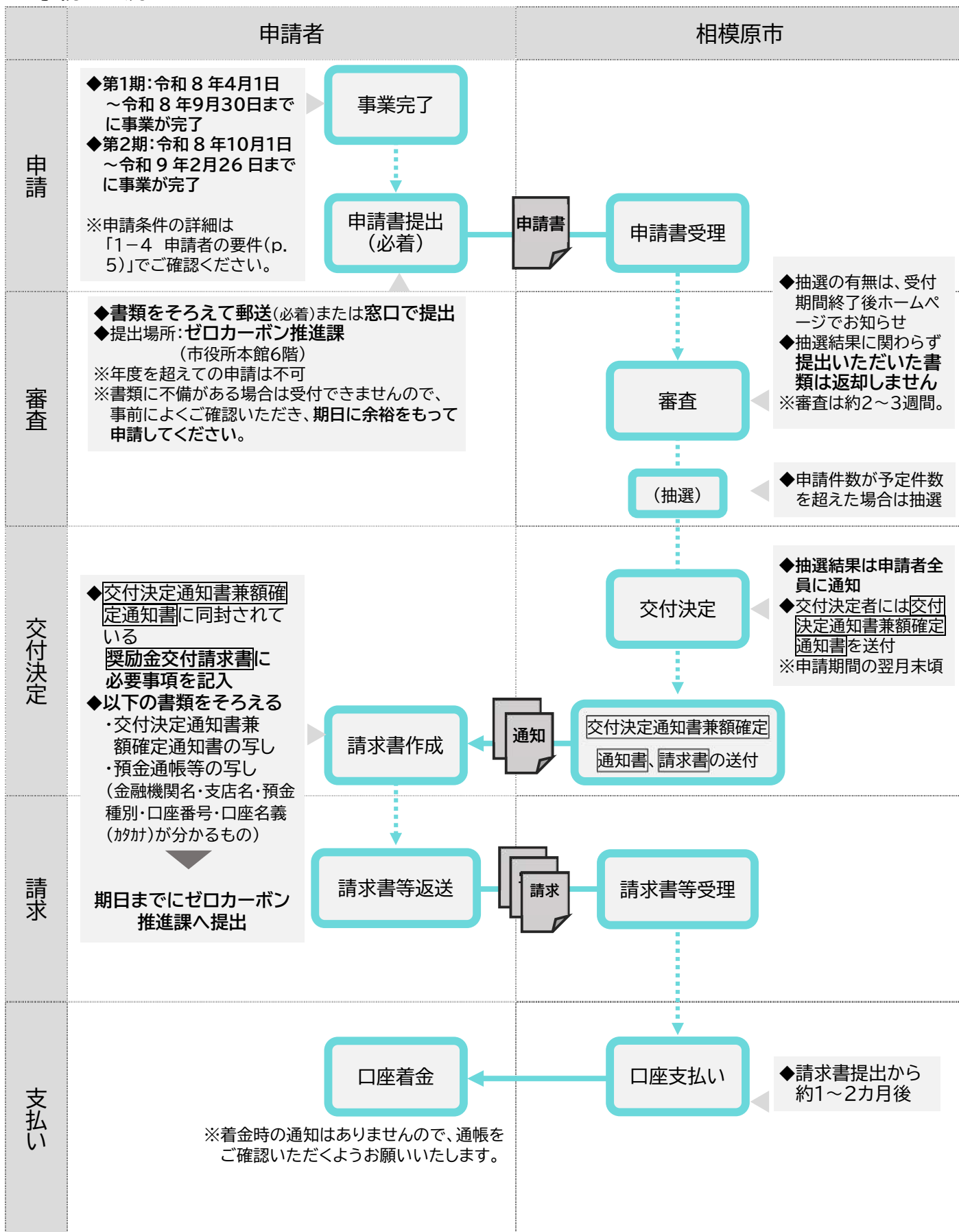
※郵送にて提出する場合、申請に必要な全ての書類を揃えて一つの封筒に封入してください。

※ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口での申請書類の不備確認や審査は行いません。

※申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

※申請書類は返却しません。

## 2 手続きの流れ



※事業完了日は、対象設備等の種別ごとに異なります。この「ご案内」のP4の表でご確認ください。

### 3 申請に必要な書類(提出書類のチェックシート)

以下に掲げた「共通提出書類」と対象設備等の種別に定めた書類が必要です。各種様式と記入例は市ホームページに掲載しています。

※様式や記入例に特別な指定がない限り、申請者の氏名欄について、申請者本人が自署する場合は押印不要です(法人が作成する書類については、代表者印の押印が必要)。なお、電子印は受付できません。

#### 「共通提出書類」

No.	提出書類
1	<input type="checkbox"/> 提出書類のチェックシート
2	<input type="checkbox"/> 相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
3	<input type="checkbox"/> 対象設備仕様書(第2号様式)
4	<input type="checkbox"/> 交付申請に係る誓約書(第3号様式)
5	<input type="checkbox"/> 世帯を構成する全ての者について記載された <b>住民票</b> (コピー不可) ・事業完了日以降又は申請日から遡って3か月以内に発行されたものであること。 ・住民票に記載された住所と申請住所が同一であること。 ・マイナンバーが記載された住民票は受け取れません。
6	<input type="checkbox"/> 申請者にかかる <b>市税に滞納がないことを証する書類</b> (コピー不可) ・事業完了日以降又は申請日から遡って3か月以内に、 <u>相模原市の税務部門</u> が発行する証明書であること(他市町村や税務署が発行したものは不可)。 ・「 <u>未納の税額がない証明書</u> 」又は、申請者にかかる市税の <u>全ての税目</u> の「 <u>納税証明書</u> 」など、申請者にかかる市税に滞納がないことを証する書類をご提出ください。 ・申請者に相模原市税が課税されていない場合は提出不要です。
7	<input type="checkbox"/> <b>支払いが完了したことを証する書類として、対象設備ごとに、次のいずれか1つの書類</b> ・対象設備等に係る導入費の内訳及び消費税及び地方消費税相当額が確認できるものであること。なお、 <u>内訳等詳細が確認できない場合は、内訳書を追加で提出すること</u> ① 対象設備をローン払いで購入する場合 販売業者若しくは導入業者が発行した「 <u>対象設備等の導入に係る費用の支払いを証する書類(任意様式)</u> 」 ② 対象設備を購入する場合(ローン払い以外) <u>対象設備等の導入に係る費用の領収書の写し</u> ③ 対象設備をリース又は電力販売契約等で導入する場合 <u>契約書(変更等がある場合は最終のもの)の写し</u>

#### 「代行者による申請をする場合」

No.	提出書類
8	<input type="checkbox"/> 申請等事務手続代行者選任届(第4号様式)

#### 「申請者本人が自署又は押印をせずに申請をする場合」

No.	提出書類
9	<input type="checkbox"/> 本人確認書類として、 <u>運転免許証(両面)、パスポート、マイナンバーカード(表面)等の写し</u> など ※氏名、現住所、生年月日が確認できるものであること

このほかに、申請する対象設備ごとに定められた必要書類を添付すること。

《経過措置(※)を適用する場合の提出書類》

No.	提出書類
10	<input type="checkbox"/> 電気事業者との接続契約の締結日を確認できる書類の写し 例:「接続契約のご案内」の写し、「託送供給のご案内」の写し、「特定契約のご案内」の写しなど

(※)経過措置についてはp.4を参照してください。

《太陽光発電システムについて申請する場合の提出書類》

No.	提出書類
11	<input type="checkbox"/> 一般配送電事業者に対して、系統連系に係る手続きを行っていることが分かる書類 例:「接続契約のご案内」、「託送供給のお知らせ」、直近(8月又は1月)の売電実績など ・申請住所が確認できるものであること
12	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムの導入状態を確認できる全景カラー写真 ・写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、 <u>パネル配置図</u> をあわせて提出すること ・申請外の設備が映り込んでいる場合は、今回申請する設備を赤枠で囲むなど、 <u>他設備と区別</u> できるように明示してください
13	<input type="checkbox"/> 引渡日を証する書類として、次のいずれか1つの書類 ① 引渡(導入)完了証明書(任意様式) ② 保証書の写し ・引渡日が記載されたものであること

《定置用リチウムイオン蓄電池について申請する場合の提出書類》

No.	提出書類
14	<input type="checkbox"/> 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象設備の一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの ※一覧表は SII ホームページ( <a href="https://zehweb.jp/registration/battery/">https://zehweb.jp/registration/battery/</a> )から確認できます 該当の設備の欄について、マーカー等で着色したものを提出すること
15	<input type="checkbox"/> 導入した定置用リチウムイオン蓄電池のメーカー名及び型番が分かる書類 例:出荷証明書、保証書、銘板の写真など ・No.14 の一覧表に記載されたパッケージ型番が確認できるものであること
16	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池本体の導入状態を確認できる全景カラー写真
17	<input type="checkbox"/> 引渡日を証する書類として、次のいずれか1つの書類 ① 引渡(導入)完了証明書(任意様式) ② 保証書の写し ・引渡日及び No.14 の一覧表に記載された <u>パッケージ型番とメーカー名が判読できる</u> ものであること
18	<input type="checkbox"/> 連系する太陽光発電設備が既設の場合、当該設備が要件を満たすことを確認できる書類 例:「接続契約のご案内」、「託送供給のお知らせ」、直近(8月又は1月)の売電実績、「受給・低圧申込内容照会」の画面コピー(東京電力の発電事業者向けの web 申込システムにログインして確認)など ・申請住所が確認できるものであること

「V2Hについて申請する場合の提出書類」

No.	提出書類
19	<input type="checkbox"/> 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象設備の一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの ※一覧表は一般社団法人 次世代自動車振興センターホームページ ( <a href="https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html?tab=2#V2H">https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html?tab=2#V2H</a> )から確認できます 該当の設備の欄について、マーカー等で着色したものを提出すること
20	<input type="checkbox"/> 導入した V2H のメーカー名及び型番が分かる書類 例: 出荷証明書、保証書、銘板の写真など
21	<input type="checkbox"/> V2H の導入状態を確認できる全景カラー写真
22	<input type="checkbox"/> 引渡日を証する書類として、次のいずれか1つの書類 (1) 引渡(導入)完了証明書(任意様式) (2) 保証書の写し ・引渡日が記載されたものであること
23	<input type="checkbox"/> 連系する太陽光発電設備が既設の場合、当該設備が要件を満たすことを確認できる書類 例: 「接続契約のご案内」、「託送供給のお知らせ」、直近(8月又は1月)の売電実績、「受給・低圧申込内容照会」の画面コピー(東京電力の発電事業者向けの web 申込システムにログインして確認)など ・申請住所が確認できるものであること

「ZEHについて申請する場合の提出書類」

No.	提出書類
24	<input type="checkbox"/> 一般配送電事業者に対して、系統連系に係る手続きを行っていることが分かる書類 例: 「接続契約のご案内」、「託送供給のお知らせ」、直近(8月又は1月)の売電実績など ・申請住所が確認できるものであること
25	<input type="checkbox"/> ZEHとした住宅の全景カラー写真
26	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム本体の導入状態を確認できる全景カラー写真 ・写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、 <u>パネル配置図</u> をあわせて提出すること ・申請外の設備が映り込んでいる場合は、今回申請する設備を赤枠で囲むなど、 <u>他設備と区別</u> できるように明示してください
27	<input type="checkbox"/> 引渡(導入)完了証明書(任意様式)
28	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は売買契約書の写し ・契約変更がある場合は、全て提出すること
29	<input type="checkbox"/> 【既築住宅を改修してZEHとした場合で、国又はその他の地方公共団体からの補助金等を受ける場合】 国又はその他の地方公共団体からの補助金等の額が確認できるものとして、国又はその他の地方公共団体が発行する補助金に関する交付決定通知書又は額確定通知書の写し
30	<input type="checkbox"/> BELS評価書の写し

《LCCM住宅について申請する場合の提出書類》

No.		提出書類
31	<input type="checkbox"/>	<p>一般配送電事業者に対して、系統連系に係る手続きを行っていることが分かる書類</p> <p>例：「接続契約のご案内」、「託送供給のお知らせ」、直近(8月又は1月)の売電実績など</p> <p>・申請住所が確認できるものであること</p>
32	<input type="checkbox"/>	LCCM住宅とした住宅の全景写真
34	<input type="checkbox"/>	<p>太陽光発電システム本体の導入状態を確認できる全景写真</p> <p>・写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、<u>パネル配置図</u>をあわせて提出すること</p> <p>・申請外の設備が映り込んでいる場合は、今回申請する設備を赤枠で囲むなど、<u>他設備と区別</u>できるように明示してください</p>
35	<input type="checkbox"/>	引渡(導入)完了証明書
36	<input type="checkbox"/>	<p>工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>・契約変更がある場合は、全て提出すること</p>
37	<input type="checkbox"/>	一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(IBECS)が認定するLCCM住宅認定書の写し

## 4 その他の注意事項

### ●申請の取下げについて

---

申請の取下げを行う場合には、奨励金の交付決定を知った日から14日以内に、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請取下げ申請書(第4号様式)を提出し、承認を受ける必要があります。

### ●交付決定の取消及び補助金の返還について

---

偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付の決定の際に附した条件に違反した者がいるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

### ●財産処分について

---

奨励事業により取得した対象設備等は、奨励金交付後も一定期間、奨励金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。

もし、処分制限期間内(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間又は10年のうち短い期間)において、奨励金の交付を受けた対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ「相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金財産処分承認申請書(第10号様式)」を市へ提出し、その承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に当該財産を処分した場合(承認を受けた場合も含む)、奨励金の返還を求めることがあります。

## 5 お問合せ先・市のホームページ

○お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

○市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1008083.html>

(市 HP)

